

総 税 企 第 5 1 号
平成 2 4 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各 指 定 都 市 市 長 殿
各 指 定 都 市 議 会 議 長

総 務 大 臣

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 1 7 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 4 年政令第 1 0 9 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 4 年総務省令第 2 8 号）は平成 2 4 年 3 月 3 1 日にそれぞれ公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

なお、この通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

I 総括的事項

平成24年度の税制改正においては、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1) 自動車取得税について、環境への負荷の少ない自動車の取得に係る税率の軽減等の特例措置については、最新の燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能の極めて優れた自動車の負担軽減に重点化するなど所要の見直しを行った上、適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。
- (2) 固定資産税及び都市計画税について、平成24年度の評価替えに当たり、原則として従来土地に係る負担調整措置等を継続することとしたが、住宅用地に係る据置特例については、不公平是正の観点から廃止することとした。ただし、納税者の負担感等を考慮して、平成24年度及び平成25年度に段階的な経過措置を講ずることとした。
- (3) 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に係る課税免除措置等を、平成25年度以後当分の間継続することとした。
- (4) 地方団体の自主性・自立性を高める観点から、一部の特例措置等について課税標準の軽減の割合を一定の範囲内で条例に委任することとした。

II 地方税法の改正に関する事項

第1 道府県税の改正に関する事項

1 道府県民税

- (1) 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者の特定支出控除について、前年中の特定支出の額の合計額が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合は、給与所得の金額の計算上、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとした（法32）。
 - ① 前年中の給与等の収入金額が1,500万円以下である場合 その年中の給与所得控除額の2分の1に相当する金額
 - ② 前年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合 125万円
- (2) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした（法45の2）。
- (3) 所得税の退職所得の受給に関する申告書の記載事項の整備に伴い、退職所得申告書の記載事項について、所要の整備を行うこととした（法50の7、則2の5②）。
- (4) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長すること

- とした（法附則４）。
- (5) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を２年延長することとした（法附則４の２）。
 - (6) 所得控除の対象となる医療費の範囲に介護福祉士等が診療の補助として行う^{かくたん}喀痰吸引等に係る費用の自己負担分を追加することとした（令７の１４）。
 - (7) 特別徴収義務者が退職手当等の支払を受ける者等から提出を受けた退職所得申告書等の保存等について、所要の措置を講ずることとした（則２の３の２②、２の３の５②、２の５①）。

２ 事業税

- (1) 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社について、平成２４年４月１日から平成２６年３月３１日までの間に開始する事業年度に限り、資本金等の額から、当該資本金等の額の６分の５に相当する金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則９④）。
- (2) 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する賦課金を追加する措置を講ずることとした（令２２）。

３ 不動産取得税

- (1) 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、その対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加することとした（令３６の１０②）。
- (2) 新関西国際空港株式会社が、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する事業の用に供する一定の不動産を取得した場合等について、非課税とする特例措置を講ずることとした（法７３の４①、令３７の５の２②③、則７の５の５①②）。
- (3) 生前一括贈与により取得する農地等に係る徴収猶予措置について、徴収猶予を１０年以上（貸付け時において６５歳未満である場合には、２０年以上）受けている者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農地等の貸付けを行ったときは、徴収猶予の継続を認めることとする等所要の措置を講ずることとした（法附則１２①～③、令附則１０④⑤⑳～㉑、則附則４③⑮⑯）。
- (4) 特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成２０年１２月１日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした（法附則４１⑭、令附則２３⑨）。
- (5) 警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例について、対象となる家屋を居住困難区域（平成２３年３月３１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事

に対して行った住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域（近く当該指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。以下「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域をいう。以下同じ。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋とした上、当該家屋の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月（新築家屋にあっては1年）を経過する日までの間とすることとした（法附則51④、令附則31④、則附則22の3）。

- (6) 警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得された土地に係る不動産取得税の課税標準の特例について、対象となる土地を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得された土地とした上、当該土地の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間とすることとした（法附則51⑤、令附則31⑤、則附則22の3）。
- (7) 警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得された農用地に係る不動産取得税の課税標準の特例について、対象となる農用地を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得された農用地とした上、当該農用地の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間とすることとした（法附則51⑥、令附則31⑥、則附則22の3）。
- (8) 東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する第1種鉄道事業者が、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であって同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものと道府県知事が認める鉄道施設の敷地の用に供される土地を平成29年3月31日までの間に取得した場合について、課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則51の2②、令附則31の2①②④、則附則22の4②）。
- (9) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
 - ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則10の2①）。
 - イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則10の2②）。
 - ウ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則11②）。
 - エ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則

11⑩)。

オ 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則11の2）。

カ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則11の5）。

(10) 次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止することとした。

ア 都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域又は都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置（旧法附則11⑩、旧令附則7⑬⑭、旧則附則3の2の14）

イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る課税標準の特例措置（旧法附則11⑪、旧則附則3の2の15）

ウ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定中小企業承継事業計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置（旧法附則11の4③④、旧令附則9の2①②、旧則附則3の2の20）

(11) その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 自動車取得税

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置について、その適用期限を平成26年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の2①）。

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、次のとおり対象を見直した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の2②③、則附則4の4）。

ア 電気自動車

イ 天然ガス自動車のうち、平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもの

ウ プラグインハイブリッド自動車

エ 次に掲げるガソリン自動車

① 乗用車又は車両総重量が2.5t以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が、同法の規定により定められる製造事業者

等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120（平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の150）を乗じて得た数値以上であること。

- ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

オ 次に掲げる軽油自動車

- ① 乗用車のうち、平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するもの
- ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ③ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックに対し、平成21年10月1日（車両総重量が12t以下のものは、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に4分の1を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の3②④、則附

則4の5①～⑦、⑮～⑰)。

ア 次に掲げるガソリン自動車

- ① 乗用車又は車両総重量が2.5t以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110(平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138)を乗じて得た数値以上であること。
- ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ③ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

- ① 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ③ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- (イ) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ④ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に2分の1を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の3③④、則附則4の5⑧～⑰）。

ア 次に掲げるガソリン自動車

- ① 乗用車又は車両総重量が2.5t以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値）以上であること。
- ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ③ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

- ① 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれ

れにも該当するもの

- (イ) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- (イ) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

③ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- (イ) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

④ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- (イ) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(5) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定のハイブリッド自動車及び一定の軽油自動車（4(5)において「低公害車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の低公害車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした（旧法附則12の2の3④～⑧、旧則附則4の5④～⑫）。

(6) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（4(6)において「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり電気自動車等を対象に追加する等した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の5①～③）。

ア 次に掲げる自動車について、取得価額から45万円を控除すること。

- ① 電気自動車
- ② 4(2)イの天然ガス自動車
- ③ プラグインハイブリッド自動車
- ④ 4(2)エのガソリン自動車
- ⑤ 4(2)オ①の軽油自動車
- ⑥ 4(2)オ③の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

イ 次に掲げる自動車について、取得価額から30万円を控除すること。

- ① 4(3)アのガソリン自動車
- ② 4(3)イ③又は④の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

ウ 次に掲げる自動車について、取得価額から15万円を控除すること。

① 4(4)アのガソリン自動車

② 4(4)イ③又は④の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から1,000万円を控除する特例措置を講ずることとした（法附則12の2の5④、則附則4の6①②）。
- (8) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から650万円（乗車定員が30人未満のものは、200万円）を控除する特例措置を講ずることとした（法附則12の2の5⑤、則附則4の6③④）。
- (9) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から100万円を控除する特例措置を講ずることとした（法附則12の2の5⑥、則附則4の6⑤⑥）。
- (10) 次に掲げるトラックで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成27年3月31日（アのトラックのうち車両総重量が22tを超えるもの及びイのトラックは、平成26年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずることとした（法附則12の2の5⑦、則附則4の6⑦～⑨）。

ア 車両総重量が8tを超えるトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であって、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「制動装置保安基準」という。）に適合するもの

イ 車両総重量が13tを超えるトラック（けん引自動車に限る。）であって、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合するもの

- (11) 警戒区域設定指示区域内の自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車として取得された自動車に係る自動車取得税の非課税措置について、次のとおり改めることとした。

ア 次に掲げる自動車（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の避難指示区域であって平成24年1月1日において警戒区域設定指示区域であった区域のうち立ち入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）を指定する旨の公示があった日における所有者等が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下「代替自動車」という。）を取得した場合において、当該取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした（法附則52②）。

- ① 自動車持出困難区域内に当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から継続してあった自動車で、当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの
- ② 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあった自動車で、同日から2月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したものの等
- ③ 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から当該自動車持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあった自動車で、同日から2月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したものの等

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を、対象区域内用途廃止等自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則32③）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等自動車及び当該特例の適用を受けようとする自動車に関する事項等を記載した書類及び自動車持出困難区域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなったことを証する書類等を道府県知事に提出しなければならないこととした（則附則23②）。

- イ 対象区域内自動車の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が対象区域内自動車以外の自動車（以下「他の自動車」という。）を取得した場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした（法附則52③）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を、対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった対象区域内自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則32④）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった対象区域内自動車及び当該特例の適用を受けようとする自動車に関する事項等を記載した書類及び対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなったことを証する書類等を道府県知事に提出しなければならないこととした（則附則23②）。

5 軽油引取税

- (1) 軽油引取税の課税免除の特例措置については、次に掲げる軽油の引取りに係るものを除き、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした（法附則12の2

の7、令附則10の2の2①⑥、則附則4の7)。

ア 電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者のうち、電気通信回線設備を設置する者であって当該設備を不特定多数の者の通信の媒介等に供するものが、同条第2号に規定する電気通信設備のうち一定のものの電源の用途（通常の電力の供給が断たれた場合等の用途に限る。）に供する軽油の引取り

イ 放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者又は同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第1号に規定する放送の用に供する施設のうち一定のものの電源の用途に供する軽油の引取り

ウ 建設用粘土製品製造業を営む者が建設用粘土製品（粘土かわら及び陶管に限る。）の製造工程における焼成及び乾燥の用途に供する軽油の引取り

エ 鉄鋼業を営む者がペレット、連続鋳造鋼片、条鋼等の製造工程における熱処理、焼鈍、加熱及び乾燥の用途に供する軽油の引取り

オ 自動車教習所業で一定のものを営む者が当該者の道路交通法第99条第1項の規定により指定を受けた同法第98条第1項に規定する自動車教習所において自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教習指導員等が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置等を備えた機械の動力源の用途に供する軽油の引取り

カ ゴルフ場業を営む者がゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械、刈り込んだ芝生を回収するための装置を備えた機械等の動力源の用途に供する軽油の引取り

- (2) 軽油引取税の課税免除の特例措置に係る軽油の引取りを行おうとする者であることを証する書面の有効期間は、道府県知事が定める期間を経過する日が平成27年3月31日以後に経過する場合には、同日とすることとした（令附則10の2の2⑦）。

6 自動車税

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象及び重課対象の見直しを行った上、平成26年3月31日まで延長することとした（法附則12の3、則附則5、5の2）。

ア 環境負荷の小さい自動車

平成24年度及び平成25年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

- ① 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、及びエネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110（平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138）を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないものについて、税率を概ね100分の50軽減すること。

② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値）以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、税率を概ね100分の25軽減すること。

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に掲げる日の属する年度以後に税率を概ね100分の10重課すること。

① ガソリン自動車又はLPG自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

② 軽油自動車その他の①に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

(2) 警戒区域設定指示区域内の自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車として取得された自動車に係る自動車税の非課税措置及び警戒区域設定指示区域内の自動車に係る自動車税の特例措置について、次のとおり改めることとした。

ア 平成24年度分及び平成25年度分の自動車税に限り、対象区域内用途廃止等自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が、同日から平成26年3月31日までの間に対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合における当該取得された自動車に対しては、自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした（法附則54②）。

イ 対象区域内自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が4(11)イの適用を受けることとなった場合においては、当該所有者等が取得した他の自動車に対する平成24年度分及び平成25年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした（法附則54③）。

また、当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等自動車及び当該特例の適用を受けようとする自動車に関する事項等を記載した書類及び4(11)イの特例の適用を受けたことを証する書類等を道府県知事に提出しなければならないこととした（則附則23の2①）。

ウ 対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後自動車税の課税客体である自動車でなかったものとみなす特例措置を講ずることとした（法附則54⑦）。

また、当該特例の適用に関し、対象区域内用途廃止等自動車に関する事項等を記載した書類及び当該対象区域内用途廃止等自動車の登録事項等証明書等を当該対象区域

内用途廃止等自動車に該当することとなった対象区域内自動車の主たる定置場所在の道府県知事に提出しなければならないこととした（則附則 2 3 の 2 ②）。

第 2 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

- (1) 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者の特定支出控除について、前年中の特定支出の額の合計額が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合は、給与所得の金額の計算上、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとした（法 3 1 3）。
 - ① 前年中の給与等の収入金額が 1, 5 0 0 万円以下である場合 その年中の給与所得控除額の 2 分の 1 に相当する金額
 - ② 前年中の給与等の収入金額が 1, 5 0 0 万円を超える場合 1 2 5 万円
- (2) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした（法 3 1 7 の 2）。
- (3) 所得税の退職所得の受給に関する申告書の記載事項の整備に伴い、退職所得申告書の記載事項について、所要の整備を行うこととした（法 3 2 8 の 7、則 2 の 5 ①）。
- (4) 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下「報告書」という。）を提出する場合において、給与支払報告書にあっては所得税に係る給与所得の源泉徴収票の提出について、公的年金等支払報告書にあっては所得税に係る公的年金等の源泉徴収票の提出について、当該源泉徴収票に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等を提出する方法によらなければならない者は、当該報告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等を提出する方法のいずれかにより市町村長に提供しなければならないこととした（法 3 1 7 の 6、令 4 8 の 9 の 8、則 1 0）。
- (5) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長することとした（法附則 4）。
- (6) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長することとした（法附則 4 の 2）。
- (7) 所得控除の対象となる医療費の範囲に介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引等に係る費用の自己負担分を追加することとした（令 4 8 の 7）。
- (8) 特別徴収義務者が退職手当等の支払を受ける者等から提出を受けた退職所得申告書等の保存等について、所要の措置を講ずることとした（則 2 の 3 の 2 ②、2 の 3 の 5 ②、2 の 5 ①）。

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 平成 2 4 年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成 2 4 年度から平成 2 6 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担調整措置を次のとおり講ずることとした。
 - ア 宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年

度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度分の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすること。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度分の価格に10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること（法附則17、18、18の3、22、24、25、25の3、27の5、28）。

イ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること（法附則18、25）。

ウ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度分の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすること（法附則18、25）。

エ 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること（法附則19、26）。

負 担 水 準 の 区 分	負 担 調 整 率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

オ 三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度分の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とすること。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること（法附則19の4、27の2）。

カ 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度分の価格に10分の6以上10分の7未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとすること（法附則21、27の4、27の5）。

キ 住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額（前年度分の固定資産税及び都市計

画税について、カ又はキの減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額)に100分の110以上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとする(法附則21の2、27の4の2、27の5、29の7)。

(2) 平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした(法附則17の2、19の2、22)。

(3) (1)による税負担の調整措置の適用を受ける土地についての固定資産税の課税明細書には、前年度分の固定資産税の課税標準額、調整措置適用後の当該年度分の固定資産税の課税標準額及び当該年度分の固定資産税の税額を減額する場合のその減額する額を記載しなければならないこととする(法附則27の5)。

(4) 住宅用地又は三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、次の措置を講ずることとした(改正法附則9)。

ア 住宅用地に係る当該年度分の税額が、宅地等調整税額を超える場合には、当該宅地等調整税額とし、当該宅地等調整税額については、当該宅地等調整税額が、当該住宅用地の当該年度の価格に10分の9を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること。

イ アにかかわらず、住宅用地のうち負担水準が0.9以上の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。

ウ 三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、市街化区域農地調整税額を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とし、当該市街化区域農地調整税額については、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に10分の9を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること。

エ ウにかかわらず、三大都市圏の特定市の市街化区域農地のうち負担水準が0.9以上の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。

(5) 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得した一定の家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後5年度間はその価格の3分の2とする特例措置を講ずることとした(法附則15③⑥、令附則11④③~④⑤、則附則6⑤③⑤⑨)。

(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを電気に変換するものに限る。)のうち同法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から平成26年3月31日までの間に新たに取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後3年度間はその価格

- の3分の2とする特例措置を講ずることとした（法附則15⑳、則附則6㉑）。
- (7) 関西国際空港株式会社が所有し、又は関西国際空港用地造成株式会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産を新関西国際空港株式会社が所有し、又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の固定資産とすることとした（法349の3㉒、令52の10の7、則11の11）。
- (8) 特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては3分の2）を乗じて得た額（改正前3分の2）とした上、その対象資産の取得期限を平成27年3月31日まで延長することとした（法附則15㉓）。
- (9) 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の18分の1（改正前15分の1）とした上、その適用期限を平成26年度まで延長することとした（法附則15㉔、則附則6㉕）。
- (10) 特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成20年12月1日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずることとした（法附則41㉖）。
- (11) 原子力発電所の事故に関して警戒区域設定指示等の対象となった区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除措置等について、次のとおり見直しを行うこととした（法附則55の2）。
- ア 課税免除措置について、その対象資産を住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象となった区域内の土地及び家屋とした上、その適用期限を当分の間（改正前平成23年度及び平成24年度のみ）とすること。
- イ 減額措置について、その減額対象期間を課税免除措置の対象外となつてから原則3年度分（改正前単年度分）とした上、その適用期限を当分の間（改正前平成24年度のみ）とすること。
- (12) 警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたものに代わるものとして取得された土地を住宅用地とみなす固定資産税及び都市計画税の特例措置について、その対象資産を居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたものに代わるものとして取得された土地とした上、その対象資産の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間とすることとした（法附則56㉗、令附則33㉘）。
- (13) 警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋に係

る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋とした上、その対象資産の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月（新築家屋にあつては1年）を経過する日までの間とすることとした（法附則56⑭、令附則33㉓）。

(14) 警戒区域設定指示区域内に所在していた償却資産に代わるものとして取得された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた償却資産に代わるものとして取得された償却資産とした上、その対象資産の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間とすることとした（法附則56⑮、令附則33㉔）。

(15) 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長することとした。

ア 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を平成25年度まで（改正前平成23年度まで）に新たに固定資産税が課されるものとする（法附則15③）。

イ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成26年度まで延長すること（法附則15⑥）。

ウ 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則15⑯）。

エ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則15㉗）。

オ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が国の補助又は無利子貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則15㉘）。

カ 北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道から承継した一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成28年度まで延長すること（法附則15の3）。

キ 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則15の6）。

ク 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則15の7）。

(16) 次のとおり非課税措置等を改めることとした。

- ア 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、無料又は低額利用に係る入所者の割合の算定方法の見直しを行うこと（則10の7の3⑦）。
- イ 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加するとともに、老人居宅介護等事業に定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る事業を追加すること（令49の15②）。
- ウ 外国貿易船に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の6分の1（改正前10分の1）とすること（法349の3⑤、旧則11の2③）。
- エ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その対象資産の取得期限を平成26年3月31日（④については、平成27年3月31日）まで延長すること（法附則15②、則附則6⑩、旧法附則15③、旧令附則11⑤、旧則附則6⑮）。
- ① 対象から土壤汚染対策法に規定する特定有害物質による土壤の汚染を除去するための償却資産を除外すること。
 - ② 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設については課税標準をその価格の2分の1（改正前3分の1）とすること。
 - ③ 対象資産に土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設を追加した上、課税標準をその価格の2分の1とすること。
 - ④ 下水道除害施設については課税標準をその価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては4分の3）を乗じて得た額（改正前4分の3）とすること。
- オ 日本貨物鉄道株式会社が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象資産を限定した上、その取得期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則15⑧、則附則6⑳）。
- カ 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の5分の4（改正前4分の3）とした上、その適用期限を平成25年度まで延長すること（法附則15⑳）。
- キ 北海道旅客鉄道株式会社等が所有し又は借り受けている一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象資産の見直しを行った上、その適用期限を平成28年度まで延長すること（法附則15の2②、令附則11の2③、則附則6の3）。
- ク 三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置について、第1種中高層耐火建築物である貸家住宅に係る減額割合を新築後3年度間は3分の2減額、その後2年度間は2分の1減額（改正前新築後5年度間は3分の2減額）とした上、その対象住宅の新築期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15の8①②）。

(17) 次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。

ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の用地内の日本貨物鉄道株式会社の施設の移転が終了するまでの間、同機構が同社に無償で貸し付けている土地に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（則10の13）。

イ 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15⑧、旧令附則11⑫、旧則附則6⑳㉑）。

ウ 畜産業者が取得した家畜排せつ物の管理基準に適合する一定の管理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15⑱、旧則附則6㉒）。

エ 一定の法人が公共事業に係る政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社に貸し付けた鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15㉔、旧令附則11㉕㉖、旧則附則6㉑）。

オ 政府の補助を受けて取得された一定の太陽光を電気に変換する設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15㉓、旧則附則6㉕㉖）。

カ 旧日本国有鉄道清算事業団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業により日本貨物鉄道株式会社が取得した家屋又は償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則15の3㉑㉒、旧令附則11の3㉑㉒、旧則附則6の4㉑㉒）。

(18) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 軽自動車税

警戒区域設定指示区域内の自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等として取得された軽自動車等に係る軽自動車税の非課税措置及び警戒区域設定指示区域内の軽自動車等に係る軽自動車税の特例措置について、次のとおり改めることとした。

(1) 平成24年度分及び平成25年度分の軽自動車税に限り、対象区域内用途廃止等軽自動車等の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が、同日から平成25年4月1日までの間に対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を取得した場合における当該取得された軽自動車等に対しては、軽自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした（法附則57④⑥⑧）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を対象区域内用途廃止等軽自動車等の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とする事とした（令附則32③、34④⑦）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等軽自動車等及び当該特例の適用を受けようとする軽自動車等に関する事項等を記載した書類及び自動車持出困難区域内の軽自動車等（以下「対象区域内軽自動車等」という。）が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなったことを証する書類等を市町村長に提出しなければならないこととした（則附則25④～⑥）。

(2) 対象区域内軽自動車等の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が対象区域内軽自動車等以外の軽自動車等（以下「他の軽自動車等」とい

う。)を取得した場合において、当該他の軽自動車等の取得をした後に、対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の軽自動車等を対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の軽自動車等に対する平成24年度分及び平成25年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした(法附則57⑤⑦⑨)。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を対象区域内用途廃止等軽自動車等の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした(令附則32④、34⑤⑧)。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等軽自動車等及び当該特例の適用を受けようとする軽自動車等に関する事項等を記載した書類及び対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなったことを証する書類等を市町村長に提出しなければならないこととした(則附則25④～⑥)。

- (3) 対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった場合には、当該対象区域内軽自動車等は、自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後軽自動車税の課税客体である軽自動車等でなかったものとみなす特例措置を講ずることとした(法附則57⑬)。

また、当該特例の適用に関し、対象区域内用途廃止等軽自動車等に関する事項等を記載した書類及び当該対象区域内用途廃止等軽自動車等の登録事項等証明書等を当該対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村長に提出しなければならないこととした(則附則⑦～⑨)。

4 事業所税

- (1) 沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画において定められた観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設のうち平成29年3月31日までに新設されたものについて、資産割に係る課税標準を当該施設の新設の日から5年間2分の1控除する措置を講ずることとした(法附則33①、令附則16の2の8①、則附則12の3①)。
- (2) 沖縄振興特別措置法に規定する同意情報通信産業振興計画において定められた情報通信産業振興地域において設置される一定の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、対象事業を拡大した上、同法の改正に伴う規定の整備を行い、その適用期限を5年延長することとした(法附則33②)。
- (3) 沖縄振興特別措置法に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた産業高度化・事業革新促進地域において設置される一定の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設のうち平成29年3月31日までに新設されたものについて、資産割に係る課税標準を当該施設の新設の日から5年間2分の1控除する措置を講ずることとした(法附則33③)。
- (4) 沖縄振興特別措置法に基づき指定される国際物流拠点産業集積地域において設置され

る一定の国際物流拠点産業の用に供する施設のうち平成29年3月31日までに新設されたものについて、資産割に係る課税標準を当該施設の新設の日から5年間2分の1控除する措置を講ずることとした（法附則33④、令附則16の2の8④）。

- (5) 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置について、その対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加することとした（令56の26の5）。
- (6) その他所要の規定の整備を行うこととした。

第3 その他

- 1 法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の更正等を受けて期限後修正申告等を行い、その後減額更正を受けた場合は、納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の措置を講ずることとした（法17の4①I）。
- 2 第1の3(5)～(7)及び第2の2(12)～(14)については、総務大臣が改正法の施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域を、平成23年3月11日から居住困難区域であったものとみなすこととした（改正法附則15①、改正令附則9①、改正則附則7①）。
- 3 第1の4(11)については、総務大臣が改正法の施行日以後最初に指定して公示した自動車持出困難区域を、平成23年3月11日から自動車持出困難区域であったものとみなすこととした（改正法附則15②、改正令附則9②、改正則附則7②）。
- 4 第1の6(2)及び第2の3については、総務大臣が改正法の施行日以後最初に指定して公示した自動車持出困難区域を、平成23年3月11日から自動車持出困難区域であったものとみなすとともに、平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税及び軽自動車税について適用することとした（改正法附則15②、改正令附則9②、改正則附則7②）。

Ⅲ 国有資産等所在市町村交付金法の改正に関する事項

- 1 平成25年度から平成27年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずることとした（国有資産等所在市町村交付金法附則⑮）。
- 2 国から新関西国際空港株式会社に出資した固定資産のうち、平成25年度において固定資産税を課されるべきものについては、平成25年度分の国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外する特例措置を講ずることとした（国有資産等所在市町村交付金法附則⑰）。

IV 特記事項

地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限つた税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮すること。

公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。特に、朝鮮総連関連施設に対する固定資産税の減免措置については、最近の裁判事例において、地方団体の判断に基づく減免措置が取り消された例があつたことも踏まえ、減免対象資産の使用実態等について具体的かつ厳正に把握した上で、更に適正化に努めること。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

「改正法」：地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）

「改正令」：地方税法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第109号）

「改正則」：地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成24年総務省令第28号）